

観音寺市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に
係る公募型プロポーザル実施要項

観音寺市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの
詳細については、下記のとおりとする。

記

1 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 観音寺市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務 |
| (2) 目的 | 本市では令和6年3月に令和6年度から令和8年度を計画期間とする「観音寺市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）を策定し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。
現行の第9期計画が令和8年度に終了することに伴い、第10期（令和9年度～令和11年度）計画の策定に当たり、第9期計画での各種施策の評価・分析を行うほか、各種調査を実施・分析し、本市の高齢者の実情や課題を把握するとともに、国の動向や本市の高齢者のニーズを見極めながら、第10期計画を策定する必要がある。
本業務は、第10期計画策定に当たり、専門的見地から、評価・分析、方策の検討及び提言などの支援を得て、より効果的・効率的に計画策定を進めることを目的に実施するものである。 |
| (3) 業務内容 | 別紙「観音寺市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。 |
| (5) 契約限度額 | 本業務に関する費用は、9,320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
なお、各年度の支払限度額は次のとおりとする。
令和7年度 4,700,000円
令和8年度 4,620,000円 |

2 事業担当部課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
健康福祉部高齢介護課
電 話 0875-23-3968
F A X 0875-23-3993
E-mail koureikaigo@city.kanonji.lg.jp

3 参加者の資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 本市の物品の買入れ等に係る競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申込書を提出した日から契約締結日まで、自治体等から指名停止、指名回避等の措置

を受けていない者であること。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条の公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (7) 令和元年度以降に、香川県内において高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務を受託した実績があること。

4 プロポーザル参加申込み手続等

- (1) このプロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）は、次の書類を提出すること。
 - ア プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - イ 会社概要書（様式 2）
 - ウ 会社の実績確認調書（様式 3）
 - エ 会社・法人の履歴事項証明書
 - オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（証明年月日が申請書提出日以前 3 か月以内のもの。）
- (2) 提出部数：1 部
- (3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び受付期間
 - ア 提出方法：持参又は郵送
 - イ 提出先：観音寺市健康福祉部高齢介護課
 - ウ 受付期間：令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 8 月 20 日（水）
 - ・持参の場合の受付は午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。
 - ・郵送の場合は令和 7 年 8 月 20 日（水）まで。※当日消印有効

5 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は質疑書（様式 4）により電子メールで提出することとし、件名については「介護事業計画プロポーザル質問について」とすること。
- (2) 質疑書の提出先及び受付期間
 - ア 提出先：4 の（3）のイに同じ
 - イ 受付期間：令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 8 月 25 日（月）

(3) 参加事業者より提出された質問に対する回答

提出された質問の回答については、随時ホームページ上で確認できるように回答するものとし、質問の最終回答日は令和7年8月29日（金）とする。

6 提案書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる以下の書類を作成の上、提出すること。

- ア 提案書：正本1部（様式5－表紙） 副本8部（※表紙なし）
- イ 見積書及び見積内訳書：1部（様式自由）
- ウ 本業務における推進体制：8部（様式6）
- エ 業務責任者の実績確認調書：1部（様式7）

(2) 提案書の書式等

- ア A4版用紙、両面印刷とし、フォントサイズは11ポイント以上とする。
- イ 提案書は計40頁以内（片面換算）とし、各頁下部余白に頁番号を付すること。（A3版折込頁の挿入可）
- ウ 記載する内容については、各社の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

(3) 提案書等の提出方法、提出先及び受付期間

- ア 提出方法：持参又は郵送
- イ 提出先：4の（3）のイに同じ。
- ウ 受付期間：令和7年8月29日（金）から令和7年9月12日（金）
 - ・持参の場合の受付は午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
 - ・郵送の場合は令和7年9月12日（金）まで。※当日消印有効

7 日程

内 容	期日等
公告日	令和7年8月5日（火）
参加申込書等の受付期間	令和7年8月5日（火）～令和7年8月20日（水）
実施要項等に関する質問の受付期間	令和7年8月5日（火）～令和7年8月25日（月）
実施要項等に関する質問の最終回答期日	令和7年8月29日（金）
提案書等の受付期間	令和7年8月29日（金）～令和7年9月12日（金）
書類審査 （※参加者が3者を超えた場合のみ実施）	令和7年9月18日（木）
ヒアリング	令和7年9月26日（金）
結果の通知及び公表（予定）	令和7年10月1日（水）
契約の締結（予定）	令和7年10月8日（水）

8 評価（審査）基準

(1) プロポーザルの評価（審査）方法

評価委員会で評価（審査）を行い、委員の採点を合計し、受託候補者を選定する。

なお、最高得点を取得したものが2者以上ある場合は、見積金額の最も低い提案者を上位とする。ただし、見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。

また、提案者のうち1者も得点の合計点が6割に達しない場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

(2) プロポーザル参加事業者の評価（審査）基準

※業務実績については令和7年3月31日現在とする。

評価項目	評価の着目点・審査基準	評価点
① 業務内容の理解度	・本支援業務の趣旨及び目的を十分に理解しているか。	5点
② 実施体制	・業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか。	5点
③ スケジュール	・策定支援のスケジュールが無理なく対応できる作業工程となっているか。	5点
④ 企画提案	・国の動向や指針等を踏まえた提案となっているか。 ・次期計画において特に重視すべきと思われる事項について整理できているか。 ・調査において本市の実態に即したものとするため、独自調査項目などの提案があるか。 ・仕様書に示された事項に加えて、本業務を充実させる独自性のある提案があるか。 ・地域包括ケアシステム構築に向けた具体的な提案がなされているか。	25点
⑤ 本市の動向把握	・本市の特性、現状、関連計画等を的確に把握できているか。 ・第9期計画からの継続性が図られた提案となっているか。	10点
⑥ 計画策定に向けた分析	・アンケート調査、給付実績等から地域課題やその要因を的確に把握する手法の提案があるか。 ・本市第9期計画に基づき実施している事業の検証や分析が、本市の高齢者の現状・課題などの把握に生かされる提案となっているか。	10点
⑦ 計画策定への支援体制	・高齢者福祉計画等策定委員会等への支援体制は十分か。	5点
⑧ ヒアリング	・全体を通して企画力、想像力、実現性は十分か。 ・資料及び説明が平易で論理的かつ説得力があるか。 ・評価委員の質問に的確に回答しているか。	15点
⑨ 会社の業務実績	・福祉関係計画策定業務の受注実績はどの程度か。	5点
⑩ 業務責任者の業務実績	・福祉関係計画策定業務の業務責任者としての実績はどの程度か。	5点
⑪ 見積金額	・提案者中最低価格÷提案者提示価格×10（点）＝採点 ※小数点第1位を四捨五入	10点
合 計		100点

(3) 評価委員会

受託候補者の特定までに関わる評価（審査）は、次の委員による評価委員会で行う。

委 員 長 副市長

副委員長 健康福祉部長
委 員 政策部長、総務部長、市民部長、教育部長

9 ヒアリングの方法

(1) ヒアリング日程の通知について

ア 令和7年9月26日(金)にヒアリング実施予定。場所及び日時については、参加者に別途通知する。

イ 参加者が3者を超えた場合、8の(2)プロポーザル参加事業者の評価(審査)基準の⑨会社の業務実績、⑩業務責任者の業務実績、⑪見積金額の評価を書類審査にて行い、審査結果の上位3者を対象にヒアリングを実施する。

(2) ヒアリング出席者は、この業務を担当する技術者から1者あたり2名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(3) ヒアリングは、1者当たり30分以内とし、提案書の説明を20分程度、評価委員からの質疑応答を10分程度とする。

(4) 必要な機材(ＰＣ等)は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、本市にて用意する。

(5) 原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の担当者が説明及び回答を行うこと。

10 無効となる提案書

提案書がこの実施要項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合には、無効となることがある。

11 その他

(1) プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲内で複製を作成する。

(4) 失格事項

ア 評価委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価委員会に、指定された時刻までには出席しなかった場合